

令和7年8月1日(金)から
「芝山町立地適正化計画」の公表に伴う
届出制度が始まります！

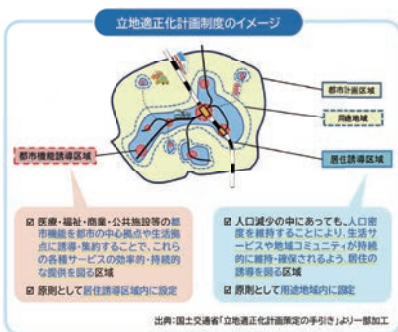
企画空港政策課 都市計画係
☎ 77-3909

1. なぜ届出制度を導入するの？

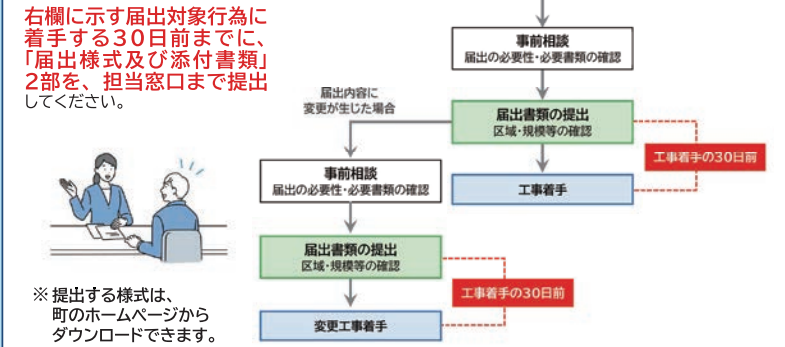
人口減少・少子高齢化が進む中で、無秩序な市街地拡大の抑制と都市機能の集約、いわゆるコンパクトシティによる“持続可能な都市づくり”が求められています。

芝山町においても、成田空港の更なる機能強化に伴う波及効果を見据えながら、住民が安心して暮らし続けることのできる都市づくりに向けて『芝山町立地適正化計画』を策定し、令和7年4月より計画内容の周知を開始しました。

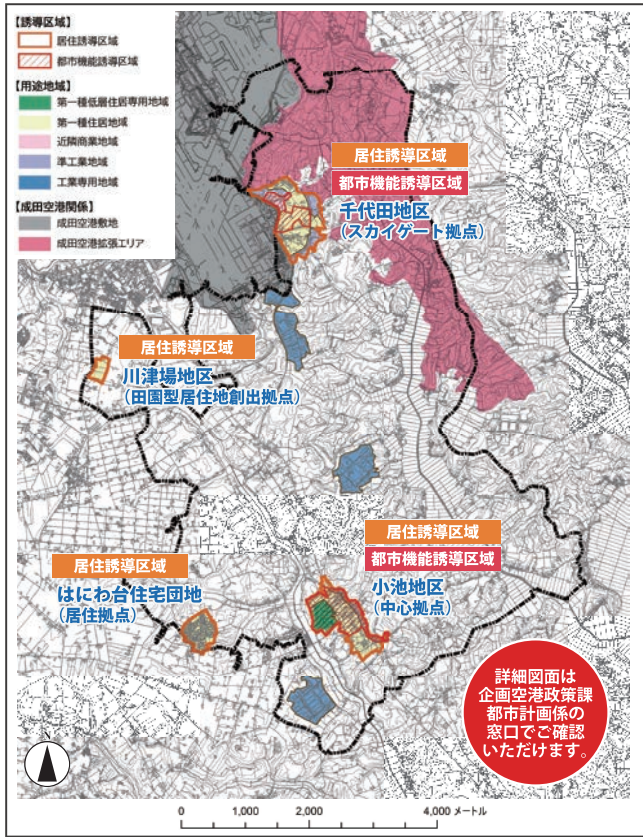
計画の公表日である令和7年8月1日以降、町が定めた誘導区域以外で一定規模以上の行為等を行う場合また誘導区域内で誘導施設の休止等を行う場合は、都市再生特別措置法に基づき町へ届出が必要になります。



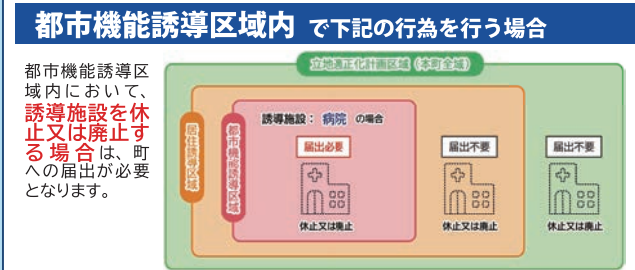
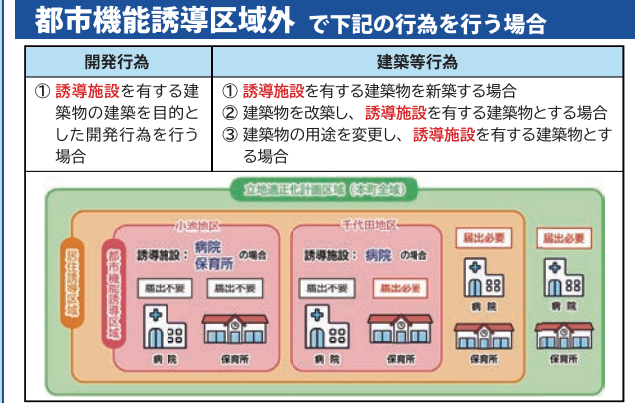
2. 届出制度の流れ



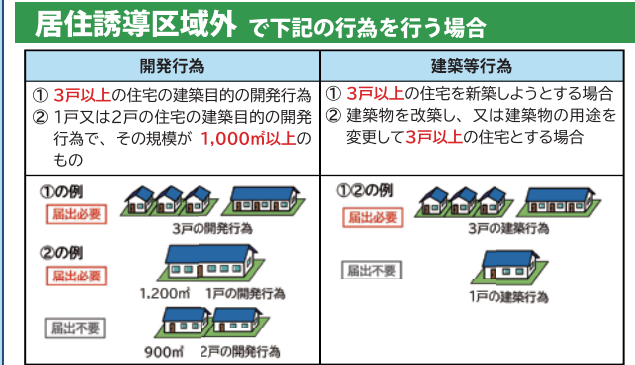
3. 芝山町の誘導区域の指定状況



4. 届出の対象となる行為

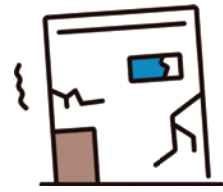


誘導施設		●のついている施設が各都市機能誘導区域の誘導施設です	
行政	誘導施設：※下段は施設の定義	小池地区	千代田地区
町役場	・地方自治法第4条第1項に規定する事務所	●	●
行政窓口	・地方自治法第155条第1項に規定する出張所	●	●
福祉	・地域包括支援センター	●	●
医療	・介護保険法第115条の4第1項に規定する施設と同等の機能を有する施設	●	●
診療所	・医療法第1条の5第1項に規定する病院	●	●
診療所	・医療法第1条の5第2項に規定する診療所(歯科を除く)	●	●
幼稚園	・学校教育法第1条、第77条に規定する幼稚園	●	●
保育所	・児童福祉法第39条第1項に規定する保育所	●	●
認定こども園	・教育法第2条の2第1項に規定する認定こども園	●	●
子育て支援センター	・児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業を実施する施設と同等の機能を有する施設	●	●
小学校	・学校教育法第17条に規定する小学校	●	●
店舗面積1,000㎡未満の小売店舗	・食品衛生法に規定する許可施設	●	●
店舗面積1,000㎡以上の大規模小売店舗	・大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗	●	●
銀行	・銀行法第2条第1項に規定する銀行	●	●
信用金庫	・信用金庫法第2条に規定する信用金庫	●	●
郵便局	・日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局	●	●
文化センター	・芝山文化センターの設置及び管理に関する条例に規定する文化センター	●	●
公民館	・芝山町立公民館の設置及び管理に関する条例に規定する公民館	●	●
図書館・図書コーナー	・図書館法第2条に規定する図書館及び社会教育法第20条に規定する公民館その他一般市民が利用できる図書室を有する施設	●	●



TOWN INFORMATION

町からのお知らせ



令和7年度芝山町
シェイクアウト訓練に参加しましょう
～震度6強の地震への対応訓練～



総務課 自治振興係 ☎ 77-3903

シェイクアウト訓練とは

シェイクアウト訓練は、2008年にアメリカで始まった新しい形の地震防災訓練です。訓練方法はいたってシンプルで、指定された日時に、特定の会場に集まることなく、各家庭、職場、学校、外出先などのそれぞれの場所で、参加者が地震から身を守る【3つの安全行動】を約1分間行う訓練です。

地震による人的被害の多くは、揺れによる家具等の倒壊、落下物による負傷です。それらの被害から身を守る有効な手段である【3つの安全行動】を身につけるための訓練です。

■訓練日時 9月3日(水) 午前9時開始

・9月3日に実施できない場合は、防災週間(8月30日から9月5日)内で実施するなど、ご都合の良い日時に実施いただいてもかまいません。その際は各団体などで開始時間を決めて実施をお願いします。

■訓練内容 シェイクアウト訓練(一斉行動訓練)

・揺れから身を守る一斉行動訓練を実施します。

■実施時間 午前9時から約1分間

・訓練当日の午前9時に、防災行政無線で訓練開始の合図をします。合図がうまく受け取れなかった場合でも、訓練の実施をお願いします。

■実施区域 芝山町全域

■訓練場所 それぞれの自宅・職場・学校など

■事前登録 8月1日(金)から8月31日(日)まで
※参加人数を把握するため、事前登録にご協力ください。(詳細は町ホームページをご確認ください。メール・FAXにより受け付けします。)

■想定災害 芝山町で震度6強の地震が発生

■訓練の留意点

- ・自動車、自転車、歩行などの移動時は、安全管理のため、訓練を行わないでください。
- ・地震、風水害などの発生による本部体制の設置およびこれと同等の重大な事態が生じた場合は、訓練を中止します。

■訓練内容

1. 身の安全の確保

訓練開始の合図を機に、各家庭、職場、学校、外出先などのそれぞれの場所で約1分間、**①姿勢を低くし②体や頭を守り③揺れが収まるまでじっとする**、といった身の安全を守る「3つの安全行動」をとっていただきます。

【身を守る3つの安全行動】



2. 防災対策の再確認

上記の行動後、家庭や職場など、それぞれの場所で建物や建物周辺の環境の点検や家具などの転倒・落下防止の確認を行うなど、防災対策の再確認をお願いします。

■ShakeOut提唱会議の認定

芝山町シェイクアウト訓練は、日本におけるシェイクアウト訓練の認定事務を行っている『効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議(ShakeOut提唱会議)』の認定を受けて実施します。

詳細は「芝山町立地適正化計画に係る 届出制度の手引き」パンフレットをご確認下さい！